第23回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年5月20日(金)午後1時30分場 所 大田原市役所 1階101·102会議室

木村 光一

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1)報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
 - (2) 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - (3) 議案第2号 農用地利用配分計画について
 - (4) 議案第3号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
 - (5) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について
 - (6) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (7) 議案第6号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (8) 議案第7号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
 - (9) 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (10) 議案第9号 非農地証明願について
- 5 出席委員(15名)(法律第27条第3項規定)
 - 2番 笹沼 保治 3番 秋本 則夫 5番 佐藤 孝 6番 唐橋 洋子 7番 助川 悦夫 8番 阿見 芳 9番 髙瀨 隆至 郡司 裕一 10番 11番 屋代 幸子 隆道 12番 森 13番 荒井 一夫 14番 越沼 良

4番 瀧田

歌子

- 15番 鈴木 腎一 16番 相馬 和恵 17番
- 7 本会に出席した職員

6 欠席委員

(1)農業委員会事務局長 藤田友弘

1番 津久井 勝之

- (2) 事務局長補佐 伊藤甲文
- (3)農地調整係長 金山和弘
- (4)農地調整係副主幹 松本武久
- (5) 農地調整係主查 菊池康弘
- (6) 農政課農政係副主幹 佐藤淳也
- (7)農政課農政係主查 菊池琴乃
- (8) 農政課農政係主任 小林康希
- (9)農政課農政係主事 宮澤拓巳
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和(省略)

事務局 (藤田 友弘) それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長 (荒井 一夫) くあいさつ>

本日の出席委員は15名であり、定足数を満たしております。ただいまから第23回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよ ろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、11番屋代委員、12番森委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の伊藤補佐にお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (松本 武久) <資料訂正箇所等の説明>

議 長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程 します。事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 4ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑 はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画について」及び議案第2号「農用地利用配分計画について」を一括上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料説明 5~65ページ>

利用権設定等促進事業 20件

農地中間管理機構特例事業 2件

農地中間管理事業 9件

配分計画(農地中間管理事業) 1件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑を行います。質疑は ございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願

います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号について原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号についても原案のとおり承認することといたします。

次に議案第3号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程 します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (佐藤 淳也) <別冊資料説明 1~19ページ>

農用地区域からの除外 計5件 11,941.62㎡

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告 願います。鈴木委員。

現地調査担当委員(鈴木 賢一) 去る5月18日、事務局とともに現地調査班第1 班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告 いたします。

番号1ですが、既存宅地の南側に隣接する農地において、分家住宅の建築のため申し出るものです。周辺農地への影響はないと判断することができることから、問題はないものと思われます。

番号2ですが、既存宅地の南側に隣接する農地において、分家住宅の建築のため申し出るものです。なお、除外予定地に既存住宅への進入路が一部含まれております。周辺農地への影響はないと判断することができることから、問題はないものと思われます。

番号3ですが、農地台帳には登録のない土地ですが、金属リサイクル業者が作業所兼倉庫を設置するため申し出るものです。現地は、事前着工をしており、現在、農振除外が承認されるまでの間は、作業の中止を約束しております。柵を設置していることから中の状況を確認することができませんが、北側には、農地が隣接しており、申請地との間に高低差が生じていることから、敷地の崩落が懸念されます。今後の開発行為の協議の中で、解消に努めていく必要があると思われますが、除外については、問題が無いものと思われます。

番号4ですが、既存宅地の南西部に隣接する農地において20年以上前からその一部を宅地として利用していることから現況に合わせ非農地証明を申請するため申し出るものです。周辺農地への影響はないと判断することができることから、問題はないものと思われます。

番号5ですが、農地台帳には登録のない土地であり、農振法施行以前から現況地目が山林であったところです。農振法のかけ違いによるものと思われます。現在、営農型太陽光発電設備の設置に向けた申請を予定しております。特に、問題はないものと思われます。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたの で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。 <全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画 について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (宮澤 拓巳) <総会資料説明 28~39ページ>

認定農業者新規申請 13件

再認定・計画変更 26件

未更新等 19件

市認定農業者予定数 835件

広域認定農業者数 11件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑 はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長(荒井一夫)全委員賛成と認めます。

議案第4号は原案のとおり承認することといたします。

次に議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程 いたします。申請件数は8件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 40~41ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告 願います。鈴木委員。

現地調査担当委員(鈴木 賢一) ただ今の農地法第3条の規定による許可申請8件 について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、 何ら問題は無いと思われます。以上ご報告いたします。 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたの で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」及び議 案第7号「農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」及び議案第 8号「農地法第5条の規定による許可申請について」は元町2丁目の案件 で関連がありますことから一括上程いたします。はじめに事務局から説明 を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 42~46ページ、別冊資料説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告 願います。鈴木委員。

現地調査担当委員(鈴木 賢一) 調査結果についてご報告いたします。

元町2丁目地内の案件につきましては、周囲を住宅地に囲まれた農地に おける宅地分譲の申請です。現地は、雑草が生い茂げっており、周辺環境 への影響が懸念されます。南東面に一部農地が残りますが、進入路等も確 保されており、許可することに問題はないものと思われます。

浅香3丁目地内の申請番号7ですが、既存の分譲地に隣接した農地における宅地分譲の申請です。周辺農地への影響はないと判断することができることから、許可することに問題はないものと思われます。

羽田地内の申請番号8ですが、営農型太陽光発電施設の設置のための申請です。周辺農地への影響はないと判断することができることから、許可することに問題はないものと思われます。なお、パネルの下では麦、大豆の栽培を予定しております。

南金丸地内の申請番号9ですが、現地は自動車のロードサービスを営む 自宅兼営業所に隣接する農地であり、レッカー移動した車両の置き場が不 足するため申請するものです。周辺農地への影響はないと判断することが できることから、許可することに問題はないものと思われます。

鹿畑地内の申請番号12ですが、営農型太陽光発電設備の設置に関する継続申請です。太陽光パネル及びパネルの下の農地については、共に適正に管理されており、許可することに問題はないものと思われます。

同じく鹿畑地内の申請番号13ですが、申請人及び内容ともに先ほどと

同様であり、地権者が異なるものです。許可することに問題はないものと 思われます。

美原2丁目地内の申請番号14ですが、現地は住宅街に介在する農地であり、一般住宅建築のための申請です。周辺農地への影響はないと判断することができることから、許可することに問題はないものと思われます。 以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたの で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり許可することといたします。

続きまして議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

続きまして議案第8号について、申請番号10番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、10番以外の6件については原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第8号は申請番号10番について許可相当とし、栃木県農業会議に 意見を求めることとし、10番以外の6件について原案のとおり許可する ことといたします。

次に議案第9号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料47ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告 願います。鈴木委員。

現地調査担当委員(鈴木 賢一) 調査結果についてご報告いたします。

乙連沢地内の申請番号6ですが、現地は、道路整備に伴う残地となって 以降、農地として利用しておりません。証明することに支障は無いと思わ れます。 黒羽向町地内の申請番号7ですが、自宅の庭の一部となっており、農地 に復元することは難しい状態です。証明することに支障は無いと思われま す。

市野沢地内の申請番号8ですが、住宅敷地の一部となっており、復元することは難しい状態です。証明することに支障は無いと思われます。以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたの で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長(荒井一夫)全委員賛成と認めます。

議案第9号は原案のとおり証明することといたします。

<事務局挙手>

議 長 (荒井 一夫) 事務局どうぞ。

事務局 (金山 和弘) <資料40ページの文言訂正>

議 長 (荒井 一夫) それでは本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問 等ありましたらお願いします。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 皆さまから特にないようなので、以上で第23回農業委員 会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時25分 閉会